# 東日本大震災からの復旧・復興に関する施策

- 被災した農業者の早期の経営再開に向け、被害が甚大な地区等において、引き続き、農地や農業用施設等の着実 な復旧を推進。農地の大区画化等による生産性の向上等を推進するとともに、先端的な技術を駆使した大規模実証 研究等を実施。
- 避難指示区域等、原発事故の影響を受けた地域における農業者の経営再開に向け、農地等の除染や除染後の農地 等の保全管理や作付実証等及び整備の取組を推進。農産物中の放射性物質の検査結果や農業現場での取組等につい て、科学的根拠に基づく正確かつ分かりやすい情報提供を実施。

### ■津波被災農地における営農再開可能面積

項目	被害状況 0	<b>進捗状況</b> 20 40 60 80 10	00 (%)	備考
<b>農地</b> (27年6月末 時点)	6県(青森・岩手・宮城・ 福島・茨城・千葉)の津 波被災農地 →21, 480ha	<b>74%</b> (約15,920haで営農再開が 可能(見込み))	岩 手: 67%( 490ha) 宮 城: 88%(12,660ha) 福島: 33%(1,820ha) その他:100%( 950ha)	津波被災農地21,480haのうち農地転用が行われたもの(見込みを含む)が1,270haあり、これを除く復旧対象農地20,210haに対する営農再開が可能と見込まれる農地の割合は79%。
<b>農業経営体</b> (26年2/1時点)	津波被害のあった農業 経営体(東北・関東6県) →約10, 100経営体	55% (約5,610経営体が経 営再開(※))	岩 手: 54%( 260経営体) 宮 城: 65%(3,910経営体) 福 島: 24%( 670経営体)	経営を再開した約5,610経営体は、農業生産過程の対象作業又はその準備を一部でも再開した経営体を含む。(26年2/1時点)(東北・関東6県)

(※)農業経営体の再開状況等については、被害のあった「農業集落」又は「市町村」を単位として、職員が関係者から被害や復旧の程度(割合)等を聞き取り、農業経営体数(2010年農林業センサス)を用いて推計した。

### ■風評被害対策強化指針のポイント

### 強化指針1 風評の源を取り除く

- (1)被災地産品の放射性物質検査の実施
- (2) 環境中の放射線量の把握と公表

#### 強化指針2 正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ

放射線に関する情報提供及び国民とのコミュニケーションの強化

### 強化指針3 風評被害を受けた産業を支援する

- (1)被災地産品の販路拡大、新商品開発等
- (2) 国内外からの被災地への誘客促進等

### ■平成26年度の検査結果

	• • • •		
品目	検査点数	基準値超過点数	基準值超過割合
米	1,101万点	2点	0.00002%
麦	383点	0点	0%
豆	3,459点	4点	0.1%
野菜類	16,712点	0点	0%
果実類	3,302点	0点	0%
茶	206点	0点	0%
原乳	1,846点	0点	0%
肉・卵(野生鳥獣肉除く)	188,304点	0点	0%
きのこ・山菜類	8,557点	103点	1.2%
水産物	20,922点	100点	0.5%
			60

⑤ 団体の再編整備に関する施策

(平成27年法律第63号)

# 趣旨

農業の成長産業化を図るため、6次産業化や海外輸出、農地集積・集約化等の政策を活用する経済主体等が積極的に活動できる環境を整備する必要がある。

このため、農協・農業委員会・農業生産法人の一体的な見直しを実施する。

## 改正の概要

### 農業協同組合法の改正

◎ 地域農協が、自由な経済活動を行い、農業所得の向上に全力投球できるようにする

【経営目的の明確化】(第7条)

◆ 農業所得の増大に最大限配慮するとともに、的確な事業活動で高い収益性を実現し、農業者等への事業利用分量配当などに努めることを規定する

【農業者に選ばれる農協の徹底】(第10条の2)

◆ 農業者に事業利用を強制してはならないことを規定する

【責任ある経営体制】(第30条第12項)

◆ 理事の過半数を原則として認定農業者や農産物の販売等に実践的能力を有する者とすることを 求めることを規定する

【地域住民へのサービス提供】(第4章第1節から第3節まで)

- ◆ 地域農協の選択により、組織の一部を株式会社や生協等に組織変更できる規定を置く
- ◎ 連合会・中央会が、地域農協の自由な経済活動を適切にサポートする 【全農】(第4章第1節)
- ◆ 全農がその選択により、株式会社に組織変更できる規定を置く

【都道府県中央会】(附則第12条から第20条まで)

◆ 経営相談・監査・意見の代表・総合調整などを行う農協連合会に移行する

【全国中央会】(附則第21条から第26条まで/第37条の2)

♦ 組合の意見の代表・総合調整などを行う一般社団法人に移行する。また、農協に対する全中 監査の義務付けは廃止し、代わって公認会計士監査を義務付ける

## 農業委員会等に関する法律の改正

農地利用の最適化(担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)を促進するための改正を行う

- ◆ 農業委員の選出方法を公選制から市町村長の選任制に変更 (第8条)
- ◆ 農地利用最適化推進委員の新設(第17条)
- ◆ 農業委員会をサポートするため、都道府県段階及び全国段階に、農業委員会ネットワーク機構を指定(第42条)

## 農地法の改正

◆ 6次産業化等を通じた経営発展を促進するため、農業生産法 人要件(議決権要件、役員の農作業従事要件)を見直す

(第2条第3項)

### 効果

- 地域の農協が、地域の農業者と力を合わせて農産物の有利販売等に創意工夫を活かして積極的に取り組めるようになる
- 農業委員会が、農地利用の最適化をより良く果たせるようになる
- 担い手である農業生産法人の経営の発展に資する

# 農協改革の法制度の骨格

# 農協 = 農業者が自主的に設立した協同組織

(農業者が農協を利用することでメリットを受けるために設立)



# 農協組織における主役は、農業者。次いで地域農協。

#### 地域農協

自由な経済活動を行うことにより、農業者の所得向上に全力投球できるようにする

【農業者と農協の役職員の徹底した話合いが大切】

# **₹**

### 法制度の骨格

### 地域農協

- ◎ 農産物販売等を積極的に行い、農業者にメリットを出せるようにするために
  - 〇 理事の過半数を、原則として、認定農業者や農産物販売等のプロとすることを求める規定を置く【責任ある経営体制】
  - **農協は、農業者の所得の増大を目的とし、的確な事業活動で利益を上げて、農業者等への還元に充てる**ことを規定する 【経営目的の明確化】
  - 農協は、農業者に**事業利用を強制してはならない**ことを規 定する【農業者に選ばれる農協】
- ◎ 地域住民へのサービスを提供しやすくするために
  - 地域農協の選択により、組織の一部を株式会社や生協等に 組織変更できる規定を置く

### 中央会·連合会

地域農協の自由な経済活動を制約せず、適切にサポートする

# 法制度の骨格

#### 全国中央会

- 現在の特別認可法人から、**一般社団法人に移行する**
- 〇 農協に対する全中監査の義務付けを廃止し、**公認会計士監査を義務付ける**

#### 都道府県中央会

○ 現在の特別認可法人から、**農協連合会**(自律的な組織)**に 移行**する

### 全 農

○ その**選択により、株式会社に組織変更**できる規定を置く

### 連合会

) 会員農協に**事業利用を強制してはならない**ことを規定する